

会計年度任用職員制度の導入に係る条例の制定・改正について

1 導入の趣旨

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応して、地方公務員の臨時・非常勤職員が増加し、現状において地方行政の重要な担い手となっている中、その適正な任用・勤務条件を確保することが求められている。こうした状況を踏まえ、地方公務員法及び地方自治法が改正され、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」の任用等に関する制度が明確化されるとともに、給付に関する規定が整備された。

これらの改正に基づき、従来、一般職非常勤職員に係る制度が不明確であり、地方公共団体によって臨時・非常勤職員の任用・勤務条件に関する取扱いが様々であったことに対し、統一的な取扱いが定められることに伴い、本区においても、会計年度任用職員制度を令和2年4月1日から導入する。

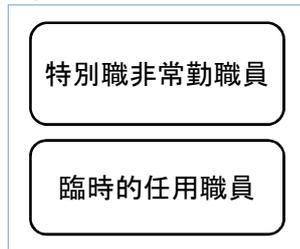
2 条例の制定・改正について

会計年度任用職員制度の導入に当たり、会計年度任用職員の給与及び費用弁償、分限、懲戒並びに勤務時間、休日、休暇等について定める必要があるため、次のとおり条例の制定・改正を行う。

- (1) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- (2) 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- (9) 墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (10) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (11) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- (12) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (13) 幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (14) 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

3 制度導入のイメージ

<現行>



<令和2年度以降>



4 会計年度任用職員制度導入後の職の整理について

会計年度任用職員制度導入後の職の整理状況及び本区における任用については、次のとおりである。

職			法改正の影響	本区における職員の任用		
				改正前	改正後	
一般職	常時勤務を要する職	常勤職員	無	有	有	
		任期付職員 (フル)		有	有	
		再任用 (フル)		有	有	
	臨時的任用職員	地公法第22条の3による任用	厳格化	無	予定無	
		育休法第6条第1項第2号による任用	無	有	有	
	非常勤の職	再任用 (短)		無	有	有
		会計年度任用職員 (フル)		新設	—	予定無
		会計年度任用職員 (パートタイム)			—	有
臨時的任用職員		地公法第22条の3による任用	厳格化により廃止	有	任用不可	
	育休法第6条第1項第2号による任用	無	無	予定無		
特別職	常時勤務を要する職	常勤の特別職 (区長等)	無	有	有	
	非常勤の職	地公法第3条第3項第3号で定める非常勤の職	厳格化	有	有	
		附属機関の委員等	無	有	有	